令和７年度
上尾市消費生活相談報告書

上尾市消費生活センター

はじめに

消費生活センターでは、市民が安心・安全で豊かな暮らしを実現できるよう、消費生活に関する相談、消費生活セミナー、講演会、消費者団体育成指導などを行っています。このうち相談業務は架空・不当請求、訪問販売、欠陥商品、クリーニング、食品、サービスなど消費生活の相談や苦情を、資格を持った専門の相談員がお受けし、必要な助言や相談者と事業者のあっせんを行っています。本書は上尾市消費生活相談で受け付けた相談情報を「全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）」に登録したデータを集計、分析し上尾市の消費生活相談の傾向や特徴を示したもので、広く注意喚起することで近年複雑化・多様化する消費者トラブルの軽減や未然防止に努めていくものです。

※PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステムです。



～目　次～

第１編　相談業務

（１）相談件数……Ｐ１

（２）相談方法……Ｐ２

（３）契約当事者年代別件数……Ｐ３

（４）契約当事者職業別件数……Ｐ４

（５）契約購入金額……Ｐ５

（６）相談内容分類（上位５項目）……Ｐ６

（７）商品役務別相談件数(上位５位の推移)……Ｐ６

（８）商品役務別相談件数（大分類）……Ｐ７～８

（９）「詐欺」に関する相談と高齢者割合 ……Ｐ９

（１０）契約当事者年代別相談件数上位５位……Ｐ９

（１１）７０歳以上の商品・役務別件数上位５位……Ｐ１０

（１２）相談処理結果別件数……Ｐ１１

（１３）販売購入形態件数……Ｐ１２

（１４）販売方法別に多かった商品・サービス「通信販売」……Ｐ１３

（１５）販売方法別に多かった商品・サービス「訪問販売」……Ｐ１４

第２編　消費生活センターの取り組み

（１）団体育成……Ｐ１６

（２）消費生活講座……Ｐ１７

（３）展示会……Ｐ１８

（４）こども消費生活講座……Ｐ１９

（５）出前講座……Ｐ１９

（６）紙芝居公演……Ｐ２０

（７）チラシ・冊子・啓発品作成……Ｐ２０

（８）生活の情報……Ｐ２１

（９）高齢者を守るお助けかわらばん(埼玉県作成)……Ｐ２２

（１０）資料編……Ｐ２３～２４

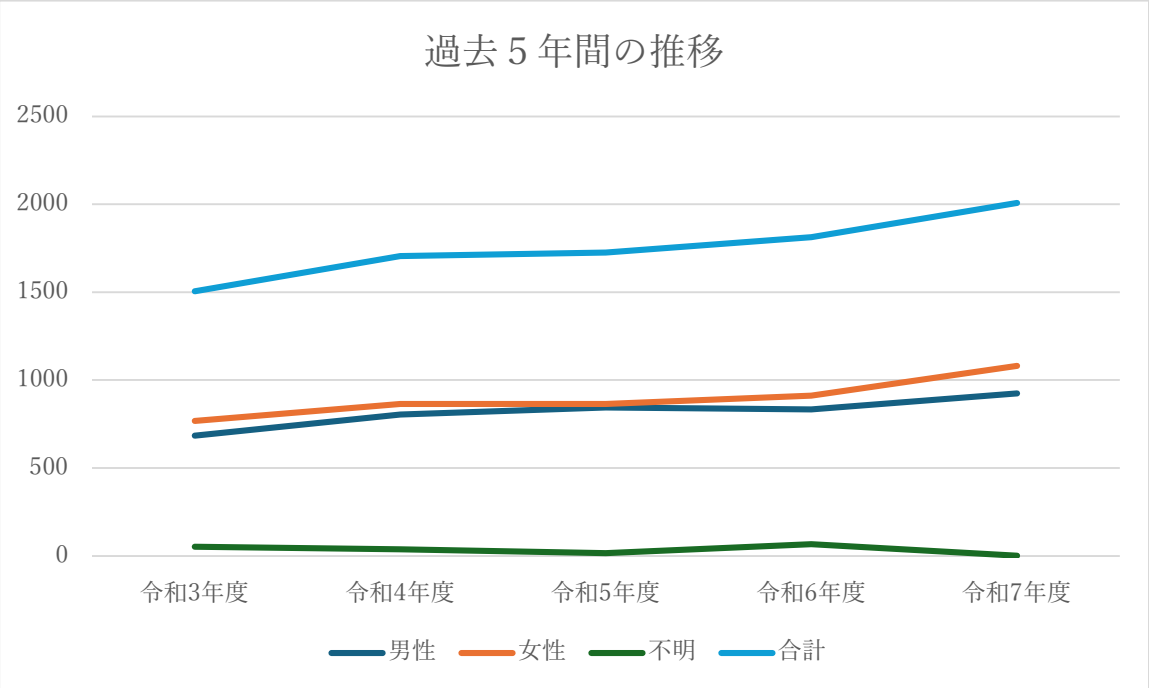
※本編に記載されている各構成比は端数処理により合計が 100%にならない場合があります。

第１編　相談業務

（１）相談件数

令和７年度の相談件数は 2,009 件で令和６年度の 1,812 件より 197 件、10.9%増となっています。男女別では「男性」が 45.9%「女性」が 50.2%となっており前年度同様女性の割合が高いものとなりました。また、過去５年間の相談件数の推移は下表のとおりです。

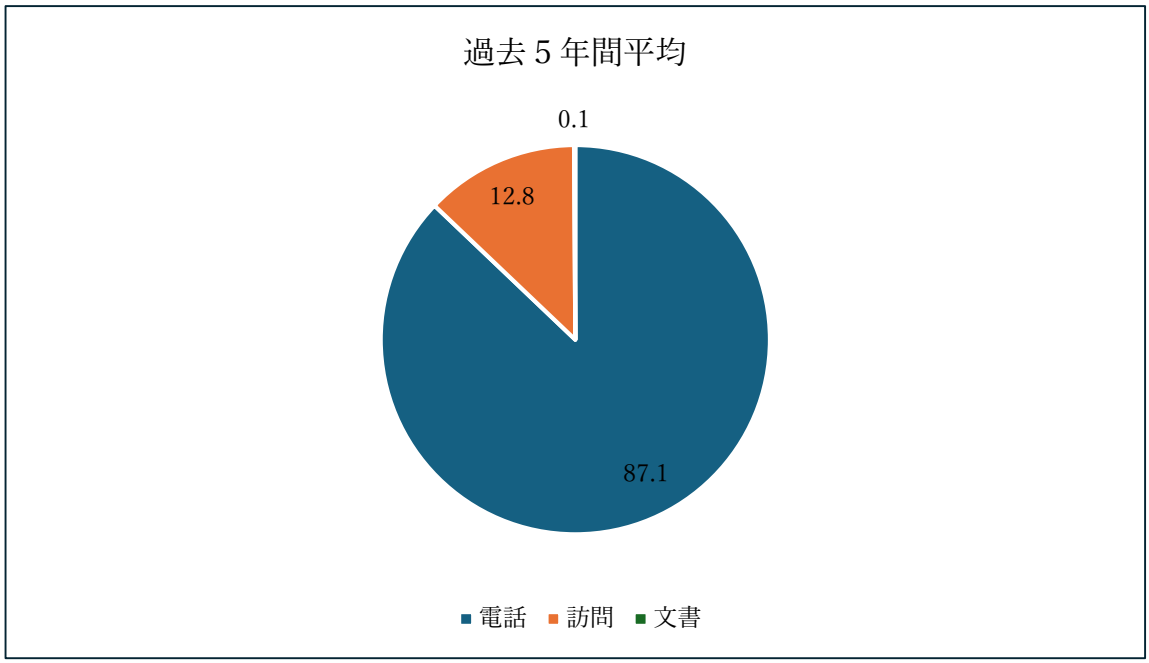
区分＼年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	**令和７年度**
男　性	685 (45.4%)	804 (47.1%)	844 (48.9%)	833 (45.9%)	**925** **(46.1%)**
女　性	769 (51.0%)	864 (50.6%)	865 (50.1%)	911 (50.2%)	**1,081** **(53.8%)**
不　明	52 (3.4%)	38 (2.2%)	16 (0.9%)	68 (3.7%)	**3** **(0.1%)**
合　計	1,506	1,706	1,725	1,812	**2,009**



（2）相談方法

相談方法は電話によるものが圧倒的に多く令和 7 年度 89.8%で過去 5 年間の平均は 87.1%です。

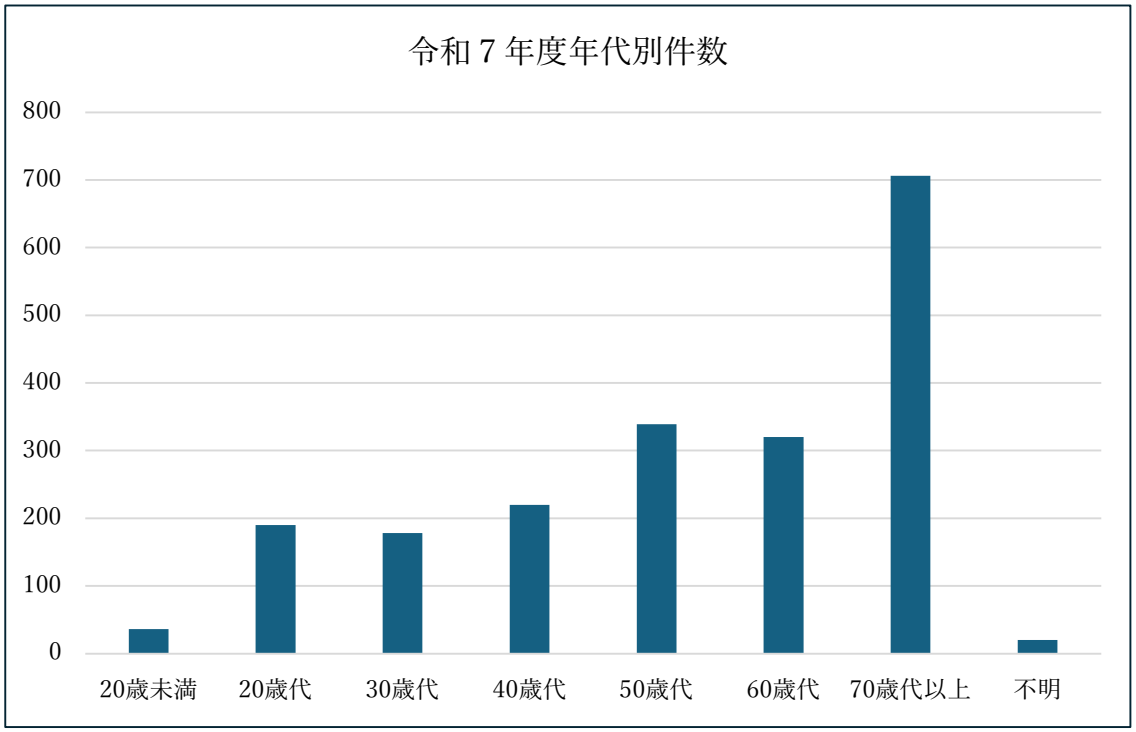
区分＼年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	**令和 7 年度**
電　話	1,276 (84.7%)	1,482 (86.8%)	1,461 (84.6%)	1,606 (88.6%)	**1,805 (89.8%)**
訪　問	230 (15.2%)	222 (13.0%)	263 (15.2%)	204 (11.2%)	**204 (10.2%)**
文　書	0 (0%)	2 (0.1%)	1 (0.05%)	2 (0.1%)	**0 (0%)**
合　計	1,506	1,706	1,725	1,812	**2,009**



（3）契約当事者年代別件数

契約当事者の年代別では「70 歳以上」が最も多く全体の 35.1%を占め、次いで「50 歳代」の 16.9%、「60 歳代」の 16.0%の順となり、「50 歳代以上」が 68.0%と全体のおよそ 7 割を占めています。

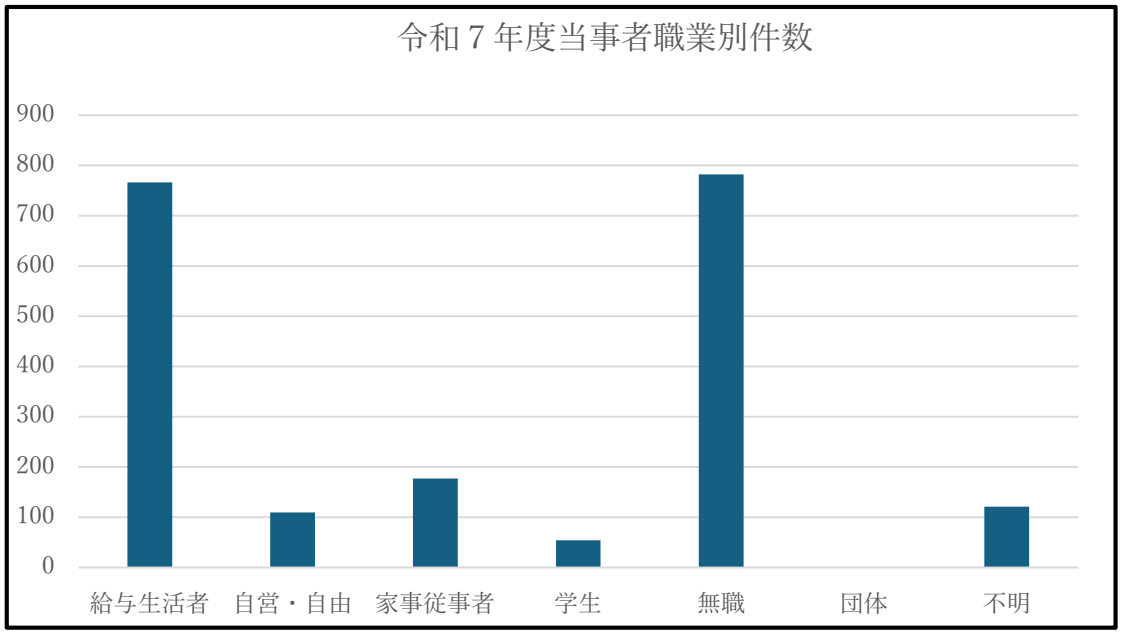
区分＼年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	**令和 7 年度**
20 歳未満	28 (1.8%)	29 (1.6%)	33 (1.9%)	28 (1.5%)	**36 (1.8%)**
20 歳代	117 (7.7%)	130 (7.6%)	148 (8.5%)	134 (7.3%)	**190 (9.4%)**
30 歳代	157 (10.4%)	138 (8.0%)	169 (9.7%)	155 (8.5%)	**178 (8.9%)**
40 歳代	198 (13.1%)	249 (14.5%)	201 (11.6%)	207 (11.4%)	**220 (10.9%)**
50 歳代	285 (18.9%)	290 (16.9%)	319 (18.4%)	324 (17.8%)	**339 (16.9%)**
60 歳代	216 (14.3%)	271 (15.8%)	303 (17.5%)	267 (14.7%)	**320 (16.0%)**
70 歳以上	391 (25.9%)	452 (26.4%)	488 (28.2%)	581 (32.0%)	**706 (35.1%)**
不　明	114 (7.5%)	147 (8.6%)	64 (3.7%)	116 (6.4%)	**20 (1.0%)**
合　計	1,506	1,706	1,725	1,812	**2,009**



（４）契約当事者職業別件数

契約当事者別では「給与生活者」が 38.2%と最も多く、次いで「無職」39.0%、「家事従事者」8.8%となっています。

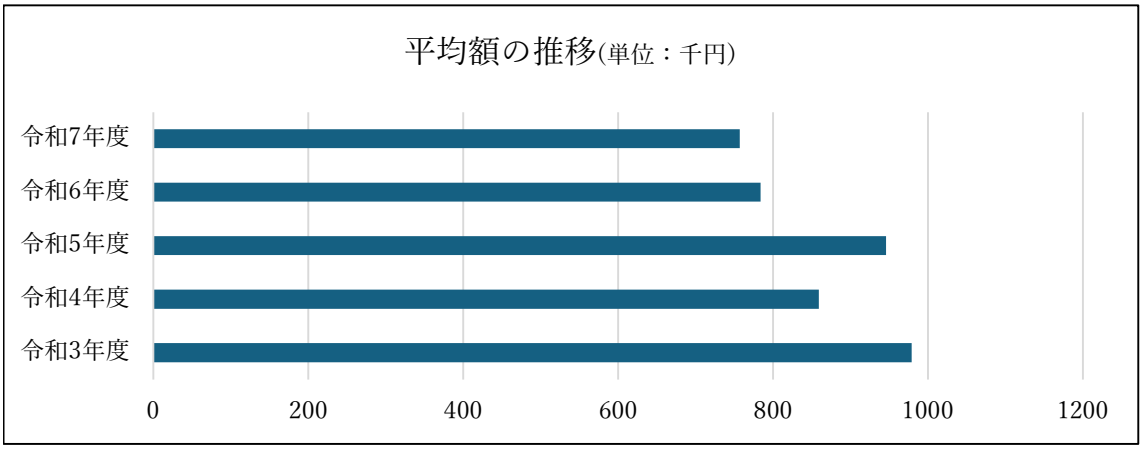
区分＼年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	**令和７年度**
給与生活者	596 (39.5%)	675 (39.5%)	737 (42.7%)	714 (39.4%)	**766 (38.2%)**
自営・自由	87 (5.7%)	87 (5.0%)	90 (5.2%)	101 (5.5%)	**109 (5.4%)**
家事従事者	197 (13.0%)	144 (8.4%)	124 (7.1%)	153 (8.4%)	**177 (8.8%)**
学　　生	46 (3.0%)	46 (2.6%)	50 (2.8%)	44 (2.4%)	**54 (2.6%)**
無　　職	459 (30.4%)	610 (35.7%)	673 (39.0%)	695 (38.3%)	**782 (39.0%)**
団　　体	2 (0.1%)	3 (0.1%)	2 (0.1%)	2 (0.1%)	**0 (0.0%)**
不　　明	119 (7.9%)	141 (8.2%)	49 (2.8%)	103 (5.6%)	**121 (6.0%)**
合　計	1,506	1,706	1,725	1,812	**2,009**



（５）契約購入金額

（※記載の金額は相談時に口頭で聞き取りしたもので契約書や領収書、関係書類等を確認したものではありません）

区分＼年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	**令和７年度**
１万円未満	213	192	270	225	**255**
５万円未満	194	273	241	243	**279**
10 万円未満	60	63	91	73	**100**
50 万円未満	164	187	190	199	**204**
100 万円未満	68	79	70	62	**76**
500 万円未満	88	123	138	110	**134**
１千万円未満	16	13	16	13	**8**
５千万円未満	14	14	18	16	**13**
１億円未満	1	0	1	0	**1**
１億円以上	0	0	0	0	**0**
不明	688	762	690	871	**939**
合計金額（円）	800,903,331	811,656,191	979,627,814	738,404,798	**810,114,677**
平均金額（円）	979,099	859,805	946,500	784,702	**757,117**
合計件数	1,506	1,706	1,725	1,812	**2,009**



（６）相談内容分類（上位５項目）

相談内容別では過去 5 年間では「契約・解約」と「販売方法」及び「価格・料金」に関する相談が上位を占めています。次にアフターサービスやクレーム処理等の「接客・対応」や商品・役務の内容、取引条件に関する「表示・広告」が続いています。

年度／順位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	**令和７年度**
1	契約・解約 958	契約・解約 974	契約・解約 1,055	契約・解約 1,150	**契約・解約 1,213**
2	販売方法 719	販売方法 774	販売方法 721	販売方法 694	**販売方法 868**
3	価格・料金 248	価格・料金 269	価格・料金 240	価格・料金 278	**価格・料金 335**
4	接客対応 236	表示・広告 242	表示・広告 190	接客対応 201	**接客対応 263**
5	表示・広告 224	接客対応 236	品質・機能 153	表示・広告 187	**表示・広告 229**

※「契約・解約」は法律行為としての契約に関する相談及び解約の相談。

※「販売方法」は購入の有無に関わらず販売方法、販売手口、セールストーク等いずれか一つでも問題がある相談。

※「価格・料金」商品の価格及び利用料、使用料等役務の対価に関する相談。

（７）商品役務別相談件数(上位５位の推移)

1 位は「商品一般(身に覚えのない請求や電話または詐欺が疑われるもの)」となっています。3 位は「融資サービス(多重債務、カードローンに関するもの)」となり過去 5 年間でもこの 2 つの相談が上位を占めています。3 位以下は「化粧品(定期購入に関するもの)」「工事・建築・加工(訪問販売による屋根工事等)」「レンタル・リース・賃貸(アパートや賃貸住宅の家賃や退去時の費用等)」が多く見受けられます。

年度／順位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	**令和７年度**
1	商品一般 129	商品一般 138	商品一般 154	商品一般 243	**商品一般 241**
2	融資サービス 93	融資サービス 135	融資サービス 114	融資サービス 114	**役務その他 134**
3	化粧品 67	化粧品 118	化粧品 105	工事・建築・加工 106	**融資サービス 123**
4	工事・建築・加工 61	工事・建築・加工 87	修理・補修 86	レンタル・リース・賃貸 102	**化粧品 120**
5	レンタル・リース・賃貸 56	レンタル・リース・賃貸 67	工事・建築・加工 5	化粧品 96	**工事・建築・加工 83**

（8）商品役務別相談件数(大分類)

「商品」の割合が 50.5%、「役務(サービス)」の割合が 46.3%となっています。「商品」は、「商品一般(身に覚えのない請求や電話または詐欺が疑われるもの)」が 241 件で最も多く前年度と同等の件数でした。次いで「保健衛生品(化粧品、理美容機器等)」の 170 件、「教養娯楽品(携帯電話、タブレット、インターネット関連機器等)」が 140 件となっています。

「役務(サービス)」では、「金融・保険サービス(多重債務、カードローンに関するもの)」が 203 件最も多く次いで「他の役務(パソコンのトラブル、鍵のトラブル、不用品の処分に関するもの等)」の 161 件、「教養娯楽(アダルトサイト、出会い系サイト、チケットサービス等)」の 93 件、「工事建築加工(屋根工事やリフォームに関すること)」の 83 件などとなっています。

【商品詳細】

区分＼年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	**令和7年度**
商品	商品一般	129	138	154	243	**241**
	食料品	93	81	81	110	**106**
	住居品	65	73	70	85	**82**
	光熱水費	41	50	37	26	**27**
	被服品	83	73	83	61	**82**
	保健衛生品	94	138	145	119	**170**
	教養娯楽品	137	129	143	129	**140**
	車両・乗り物	42	47	49	33	**47**
	土地・建物・設備	63	60	64	76	**118**
	他の商品	0	3	2	3	**2**
	商品合計	747	792	828	885	**1,015**

【役務(サービス)詳細】

区分＼年度		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	**令和７年度**
役務	クリーニング	1	2	2	1	**0**
	レンタル・リース・賃借	61	67	65	102	**82**
	工事・建築・加工	56	87	75	106	**83**
	修理・補修	49	59	86	50	**45**
	管理・保管	3	1	1	8	**4**
	役務一般	11	6	7	3	**9**
	金融・保険サービス	145	199	170	176	**203**
	運輸・通信サービス	99	106	121	94	**116**
	教育サービス	7	6	5	4	**6**
	教養・娯楽サービス	120	124	115	108	**93**
	保健・福祉サービス	60	100	71	86	**90**
	他の役務	76	89	83	111	**161**
	内職・副業・ねずみ講	22	14	43	22	**33**
	他の行政サービス	3	7	7	7	**4**
	役務合計	713	867	851	878	**929**
他の相談		46	47	46	49	**65**
商品・役務合計		1,506	1,706	1,725	1,812	**2,009**

（９）「詐欺」に関する相談と高齢者割合

過去５年間では増加傾向にあり令和３年度からは約２倍となっています。最近では手口の巧妙化が見受けられ、大手通信会社や警察を名乗り個人情報を聞き出そうとするものや、アプリをインストールさせ操作を指示し、お金を騙し取る返金詐欺また、税金の還付金詐欺が多く見受けられます。いずれにしても「知らない電話番号は取らない」、「不審な電話は折り返さない」などの対策が必要です。迷ったときは**「188」**に相談してください。

年度／種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
詐欺に関するもの	103 (6.8%)	119 (6.9%)	141 (8.1%)	181 (9.9%)	**187** **(9.3%)**
うち 65 歳以上(高齢者)	27 (26.2%)	31 (26.1%)	39 (27.7%)	78 (43.1%)	**72** **(38.5%)**
相談件数全体	1,506	1,706	1,725	1,812	**2,009**

（１０）契約当事者年代別相談件数上位５位

20 歳未満１位の「他の教養・娯楽」は未成年者のインターネットゲームによる高額課金の相談。20 歳代の 1 位は「融資サービス」でカードローンや多重債務の相談。

30 歳代１位は「商品一般」で架空請求や身に覚えの無い電話等です。50 歳代３位の「化粧品」は美容クリームやファンデーションで１回限りだと思い申し込んだら定期購入だったとの相談です。

70 歳代以上３位の「工事・建築・加工」は訪問販売によるリフォーム工事・点検商法(屋根工事や外壁塗装)でクーリングオフに関する相談です。

区分／順位	20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代～
1	**他の教養・娯楽 6**	**融資サービス 18**	**商品一般 19**	商品一般 22	商品一般 33	商品一般 33	商品一般 83
2	商品一般 5	理美容 16	融資サービス 13	レンタルリース・賃貸 15	融資サービス 28	化粧品 33	役務その他 54
3	健康食品 4	商品一般 15	レンタルリース・賃貸 11	修理・補修 13	**化粧品 26**	役務その他 16	**工事・建築・加工 50**
4	化粧品 4	役務その他 14	役務その他 10	役務その他 13	役務その他 19	工事・建築・加工 14	他の住宅設備 47
5	修理・補修 2	内職・副業 12	玩具・遊具 8	融資サービス 9	レンタルリース・賃貸 16	融資サービス 13	化粧品 46

（１１）７０歳以上の商品・役務別件数上位５位

次は相談者の３割以上を占める「70歳代以上」の過去５年の商品・役務別件数です。ここ数年では「工事・建築・加工」(屋根工事やリフォームの訪問販売)に関する相談が多く毎年上位に入ります。全ての工事に問題がある訳ではありませんが、迷った時には家族や知人に相談するまたは時間を時間をおいて考える、または複数業者の見積もりを取るなどその場で契約せず時間をおいて十分検討してください。

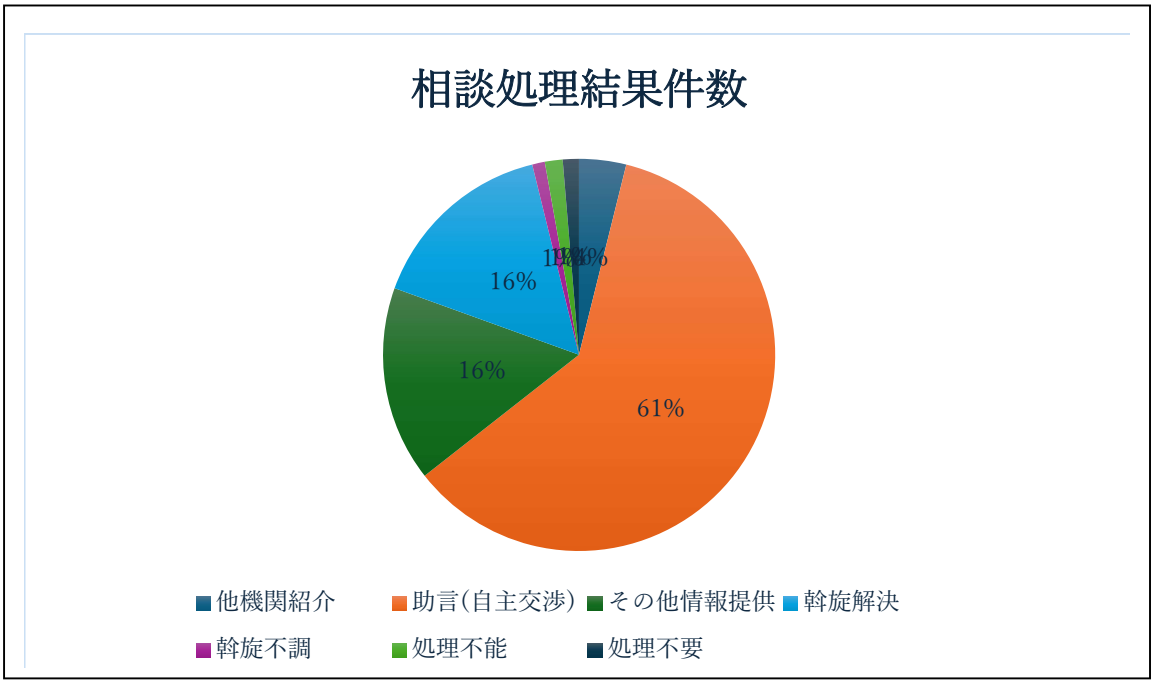
年度／順位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	**令和７年度**
1	商品一般 43	商品一般 47	商品一般 47	商品一般 100	**商品一般 83**
2	工事・建築・ 加工29	工事・建築・ 加工39	修理・補修 32	工事・建築・ 加工46	**役務その他 54**
3	修理・補修 17	融資サービス 26	融資サービス 30	健康食品 30	**工事・建築・ 加工50**
4	役務その他 16	化粧品 23	化粧品 28	化粧品 26	**他の住宅設備 47**
5	相談その他 14	修理・補修 19	工事・建築・ 加工28	役務その他 24	**化粧品 46**



（１２）相談処理結果別件数

相談の処理結果については、相談者が自主的に交渉し解決出来るようアドバイスを行う「助言(自主交渉)」が 1,215 件、61%でした。次に相談者と事業者の交渉力や情報収集力の差からセンターが相談者と事業者の間に入って交渉する「斡旋(あっせん)」が 314 件、16%でした。なお、「その他情報提供」は一般的なアドバイスを行ったもの、「処理不能」は相談者と連絡が取れなくなったケース等で「処理不要」は情報提供等のケースです。「他機関紹介」はセンターの業務範囲でない相談のため本来の相談機関を紹介した場合です。

態　　様		件　　数	構成比（%）
処理結果	他機関紹介	78	4
	助言（自主交渉）	**1,215**	**61**
	その他情報提供	323	16.
	斡旋解決	**314**	**16**
	斡旋不調	21	1
	処理不能	29	1
	処理不要	27	1
	集計対象期間受付総件数	2,009	100.0



（１３）販売購入形態件数

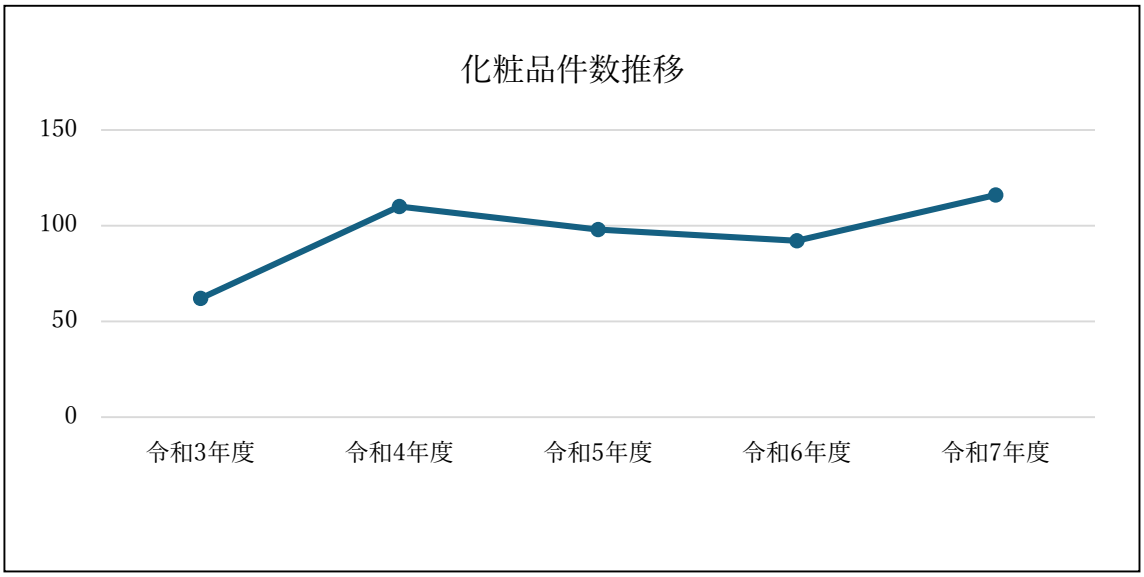
販売購入形態では「店舗購入」より「通信販売」のほうが多くここ数年推移しています。「マルチ・マルチまがい取引」は個人を販売員として勧誘し、更にその個人に次の販売員の勧誘をさせるという形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品（権利）・役務の取引です。「ネガティブオプション」は消費者からの申し込みや購入がないのに商品を送付し受領したことで代金を支払わせようとするものです。また、「その他無店舗販売」は露店、屋台店、２日以上の展示販売等で、「不明」は販売や購入という概念とは無関係なものとなります。

＜販売購入形態過去５年の推移＞

区分＼年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	**令和７年度**
店舗購入	390 (25.8%)	474 (27.7%)	515 (29.8%)	555 (30.6%)	**503 (20.1%)**
訪問販売	120 (7.9%)	202 (11.8%)	177 (10.2%)	167 (9.2%)	**227 (11.3%)**
通信販売	551 (36.5%)	557 (32.6%)	629 (36.4%)	569 (31.4%)	**628 (31.3%)**
マルチ・マルチまがい取引	18 (1.1%)	15 (0.8%)	4 (0.2%)	4 (0.2%)	**10 (0.5%)**
電話勧誘販売	48 (3.1%)	58 (3.3%)	50 (2.8%)	54 (2.9%)	**95 (4.7%)**
ネガティブオプション	5 (0.3%)	11 (0.6%)	8 (0.4%)	7 (0.3%)	**6 (0.3%)**
訪問購入	9 (0.5%)	11 (0.6%)	21 (1.2%)	10 (0.5%)	**12 (0.6%)**
その他無店舗販売	15 (0.9%)	13 (0.7%)	7 (0.4%)	9 (0.4%)	**3 (0.1%)**
不明	350 (23.2%)	365 (21.3%)	314 (18.2%)	437 (24.1%)	**525 (%)**
合　計	1,506	1,706	1,725	1,812	**2,009**

（１４）販売方法別に多かった商品・サービス「通信販売」

次に過去５年で最も多い「通信販売」の商品・役務別件数です。１位の「化粧品」(ファンデーション、化粧水、洗顔クリーム等)は、１回限りだと思って購入したら定期購入だったとのトラブルが多く報告され、特に令和４年度からはそれまでの件数の 1.7 倍増加し現在も多くの相談が寄せられています。全ての商品広告がそのような訳ではありませんが購入には十分注意してください。３位の「健康食品」はサプリメントや栄養補助食品でこちらも定期購入に関する相談です。過去５年では常に上位５位に入っています。

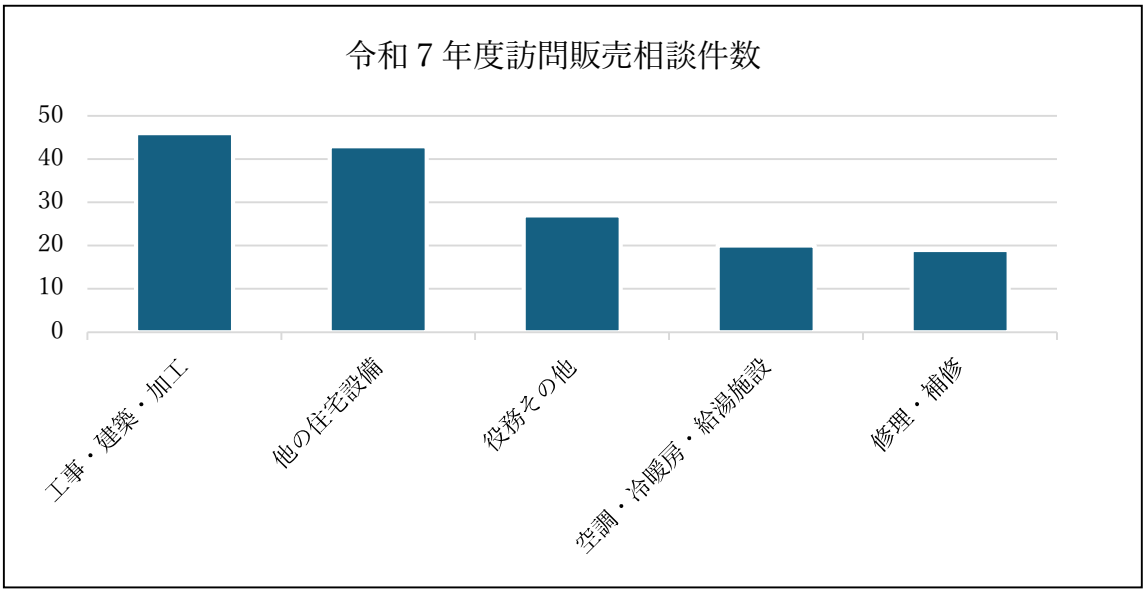


年度／順位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	**令和７年度**
1	化粧品 62	化粧品 110	化粧品 98	化粧品 92	**化粧品 116**
2	商品一般 51	娯楽等情報配信サービス 33	商品一般 52	健康食品 58	**商品一般 50**
3	他の教養・娯楽 37	他の教養・娯楽 33	内職・副業 39	商品一般 51	**健康食品 48**
4	娯楽等情報配信サービス 35	商品一般 30	健康食品 36	役務その他 34	**役務その他 37**
5	健康食品 34	健康食品 22	紳士・婦人洋服 31	他の教養・娯楽 23	**紳士・婦人洋服 22**

（１５）販売方法別に多かった商品・サービス「訪問販売」

「訪問販売」の過去５年間では「修理・補修」と「工事・建築・加工」が１位と２位を多く占めています。令和７年度２位「他の住宅設備」は７年度に急増した『分電盤』に関する相談。「修理・補修」はガス機器の点検や部品交換に関するもので「工事・建築・加工」は屋根工事に関するものが多いです。令和６年度の給湯施設も同様です。いずれにしても戸建住宅における訪問販売で高額となるケースが多いので判断に迷ったときは、本当に必要かどうか時間を於いて考えることが必要です。また、契約してしまった場合も「クーリングオフ制度」が適用になる場合があるので**「188」**にご相談ください。

年度／順位	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７度
1	工事・建築・加工 27	工事・建築・加工 57	修理・補修 49	工事・建築・加工 53	**工事・建築・加工 46**
2	修理・補修 14	修理・補修 37	工事・建築・加工 45	空調・冷暖房・給湯施設 18	**他の住宅設備 43**
3	電気 10	書籍・印刷物 10	ガス 8	修理・補修 18	**役務その他 27**
4	書籍・印刷物 10	放送 8	役務その他 7	役務その他 10	**空調・冷暖房・給湯施設 20**
5	役務その他 7	役務その他 8	書籍・印刷物 5	衛生サービス 8	**修理・補修 19**



PIO-NET における商品大分類、役務サービス

(PIO-NET 分類・キーワードマニュアル 2021 より抜粋)

＜商品＞

【商 品 一 般】商品が特定できない、または身に覚えがない請求に関する相談。

【食　料　品】飲食に供される商品。飲料、菓子、調味料、健康食品も含まれます。

【住　居　品】主として住宅内において使用するもので、冷蔵庫・電子レンジ等の機器類、食器・台所用品、洗濯・冷暖房機器、家具・寝具等の室内装備品、照明器具等が含まれます。

【被　服　品】衣類とその付属品等身につけて使用するもの、及び生地、糸等の材料。

【保健衛生品】人の身体を清潔にし、または健康を保ち、疾病を治療するために使用される商品。医薬品、医療用具、化粧品、理美容器具やタオル。メガネ、コンタクトレンズ等もここに含まれます。

【教養娯楽品】主として教養、事務または娯楽・趣味の目的で使用される商品。文具・事務用品、パソコン、学習教材、書籍・印刷物、音響・映像製品、スポーツ用品、光学機器・時計、玩具、楽器等。

【車両・乗り物】人または物を運搬するために屋外で使用するもの。自転車、ベビーカー等のように人力で移動させるものを含みます。

【土地・建物・設備】土地、建物、住宅材料及び建築時に設置するものが一般的な住宅設備。空調・冷暖房・給湯設備・水道等も含まれます。

＜役務＞

【 クリーニング 】クリーニング業者に被服品、じゅうたん、カーテン等のクリーニングを依頼する場合。コインランドリーや洗車、ハウスクリーニング等は含まない。

【レンタル・リース・賃借】賃貸アパート、月極駐車場等不動産の賃貸借相談。

【工事・建築・加工】屋根工事や耐震工事、リフォームサービスに関する相談。

【他の住宅設備】分電盤の点検・工事に関する相談。

【修 理 ・ 補 修】電気製品の修理、車検サービス、調律サービス等。

【管 理 ・ 保 管】住宅やマンション管理、コインロッカー、トランクルーム等。

【金融・保険サービス】生命保険・損害保険等の保険及び貯蓄・融資・振込・送金等の金融サービス。

【運輸・通信サービス】旅客貨物運送及び電話、郵便、移動通信等の通信サービス。

【教 育 サービス】学校教育、家庭教師、及びそれらの関連活動。

【教養・娯楽サービス】教養、趣味、娯楽の目的で受ける役務。情報配信サービスや旅行代理業アダルトサイトや出会い系サイト、オンラインゲーム含。

【保健・福祉サービス】美容整形、エステティックサービスや歯科治療、ごみ処理等の衛生サービス、在宅介護、デイサービス等。

【他 の 役 務】サービス業のうち他の項目に該当しないもの。外食・食事宅配、冠婚葬祭、家事サービス、占い、結婚相手照会サービス等。

第２編　消費生活センターの取り組み

（１）団体育成

市民の消費者被害の軽減や未然防止を目的とした講演会や啓発イベントを開催している「上尾市消費者団体連絡会」及び「上尾市消費者被害防止サポーターの会」の活動に対し補助金を交付し団体の活動を支援しています。活動内容は消費に関する講座の主催や上尾消費生活展への参加または出前講座などです。また、見守りネッワークと連携して一人暮らしの高齢者や自治会等の未加入者等、網からこぼれ落ちることのないよう努めています。

【上尾市消費者団体連絡会】

設立：昭和 58 年

目的：消費者の暮らしと健康、権利を守るために生活の各分野で活動している各団体が相互に連絡をとり連帯を強めて上尾市内の消費者の活動を発展させることを目的としています。

活動内容：くらしの安心・安全を目指して、講演会、消費生活展、消費者被害防止キャンペーン等を行っています。「くらしフェスタ上尾市消費生活展」では主催する実行委員会の中心となり活動しています。

構成：ハッピーアイランド他　４団体

【上尾市消費者被害防止サポーターの会】

設立：埼玉県が平成 21 年から始めた制度で上尾市では平成 28 年結成。

目的：地域と密着した消費者被害の未然防止・早期発見・啓発を目的とします。

活動内容：講演会や出前講座、紙芝居公演または、見守りネットワークとも連携して活動しています。

人員：埼玉消費者被害をなくす会の主催する「消費者被害防止サポーター基礎講座」または「地域見守り担当者講座」を受講し、消費者被害防止サポーターに登録された方９名。

（２）消費生活講座

消費生活講座や講演会は消費者に役に立つ情報を提供し、消費者の権利擁護、生活の向上、消費意識の啓発を図ることを目的として毎年行われています。皆さんの参加をお待ちしています。

（「消団連」は上尾市消費者団体連絡会）

	開催日	主催	内容	会場	参加
1	6/28	上尾市	「セカンドライフプランを考えよう」 ～お金と上手に付き合うために～	あげお富士住建ホール	49 名
2	9/30	消団連	「介護保険の危機」	あげお富士住建ホール	54 名
3	10/14	サポーターの会	「キャッシュレス時代のお買い物にご用心！」	あげお富士住建ホール	27 名
4	11/5	上尾市	「食べ物にひそむ食中毒」	三井金属あげおコミュニティセンター	18 名
5	3/7	消団連	「福島原発事故から 15 年 原子力緊急事態宣言下にある日本」	あげお富士住建ホール	46 名
				合計	194 名

セカンドライフプランを考えよう　～お金と上手に付き合うために～

日本人の平均寿命が延び、長寿時代に向けて人生設計を見直そうという動きが広まっています。
生活設計、終活、金融トラブルなど自身や親の老いに伴うお金の問題は誰もがいつか直面します。
平均寿命が延びれば当然、必要なお金は増えます。



（３）展示会

上尾消費生活展は上尾市消費者団体連絡会を中心に 20 団体(令和７年度実績)で構成される「くらしフェスタ上尾市消費生活展実行委員会」の主催により消費生活に係る啓発事業として開催しています。啓発や日常のくらしに関連した課題を参加団体が取り上げ、市民のくらしに役立つ情報を提供し、消費生活の質的向上と知識の普及啓発を行うほか、パネル展示会に加え、市内福祉事業所の物販、体験コーナー、ステージ等のイベント企画を行っています。令和７年度は約 1,000 名の来場がありました。各種展示会は一人で悩むことのないよう多くの人に目を留めてもらうことも目的としています。皆さんもぜひお越しください。

（「サ」は上尾市消費者被害防止サポーターの会」）

開催日	主催	内容	会場	参加
5/12～25	サ・ 消団連	ミニ消費生活展	ショーサン プラザ５階	1,350 名
6/6～12 6/16～7/1 7/1～14	消団連	移動ミニ消費生活展	太平中 南中 大谷中学校	1,200 名
11/1	上尾市・ サ	ミニ消費生活展	聖学院大学学園 (ヴェリタス祭)	200 名
11/22～23	実行委員会	くらしフェスタ 第 43 回上尾消費生活展	アリオ上尾	1,000 名
			合計	3,750 名

【くらしフェスタ上尾消費生活展】



（４）こども消費生活講座

夏休み期間中に小学生を対象とした「こども消費生活講座」を開催しました。
令和７年度は「お金・電気・スーパーマーケット」について学びました。

	開催日	主催	内容	会場	参加
1	7/22	上尾市	「キッズマネー講座」	あげお富士住建ホール	33 名
2	7/30	上尾市	「こども電気教室」	三井金属あげおコミュニティセンター	30 名
3	8/6	上尾市	「スーパーマーケット探検」	三井金属あげおコミュニティセンター（株）ベルク春日店	15 名
				合計	78 名

（５）出前講座

自治会館等に相談員を派遣し最近の傾向や注意すべき点について啓発に努めました。学校、PTA 関係、事務区、各団体関係ほか市民グループの方々など、この機会にぜひ御利用ください。

	開催日	主催	会場	参加
1	5/7	上尾市	イオン上尾フードコート	50 名
2	8/20	上尾市	愛宕公民館	24 名
3	10/3	上尾市	上尾市社会福祉協議会	10 名
4	10/24	上尾市	東町公民館	23 名
5	12/10	上尾市	大谷公民館	19 名
			合計	126 名

（６）紙芝居公演

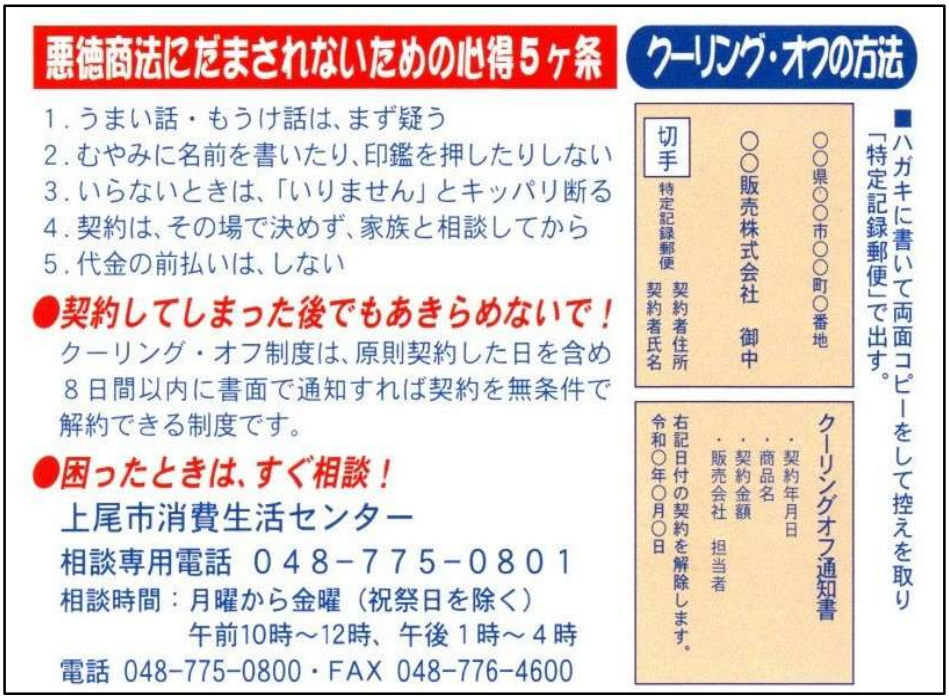
消費者被害の未然防止・早期発見・啓発を目的に悪質商法や契約をテーマとして作成した紙芝居を披露しています。出前講座のお申込みも併せてお待ちしております。

	開催日	主催	会場	参加
1	5/22	サポーターの会	富士見一丁目公民館	30 名
2	10/14	サポーターの会	三井金属あげおコミュニティセンター	27 名
3	11/8	サポーターの会	エージオタウン３階	20 名
4	11/15	サポーターの会	原市６区会館	41 名
5	12/12	サポーターの会	緑丘５丁目公民館	27 名
			合計	145 名

（７）チラシ・冊子・啓発品作成

配布月	部数	内容	配布先
R7.8	2,000	啓発用ポケットティッシュ	消費生活展、ミニ消費生活展、各講座、講演会等
R7.8	2,020	中学生のかしこい消費生活	市内中学校３年生
R7.10	1,300	「青年（オトナ）になったらできること」	市内高等学校３年生
R7.10	1,020	「事例で学ぶ消費者トラブル対策 BOOK」	福祉総務課・各地区民生委員児童委員協議会・高齢介護課・いきいきクラブ連合会・各地域包括支援センター・上尾市社会福祉協議会・上尾市シルバー人材センター・講座、講演会等
R8.3	410	くらしの豆知識	高齢介護課・各地域包括支援センター・上尾消費生活展・各講座、講演会等
合計	6,750		

【啓発用ポケットティッシュ】



（８）生活の情報

生活の情報は国民生活センターの発行する「見守り新鮮情報」を中心に消費者被害や製品事故情報などをわかりやすくお伝えしています。ご本人たちにはもちろん、見守る方々へも広く役立てていただけます。

配布月	号数	内容	配布先
R7.6	207 号	催眠商法 「安売りにつられて通ったら・・・ 高額な健康食品を売りつけられた」	自治会連合会に 依頼し全戸回覧

（９）高齢者を守るお助けかわらばん(埼玉県作成)

埼玉県では増加する高齢者の消費者被害を防止するため、消費生活センターの相談情報や最新の悪質商法の内容を４コマ漫画で紹介し、裏面には今日的な消費者問題を中心としたトピックスを掲載した「高齢者を守るお助けかわらばん」を作成し、各市町村の消費生活相談窓口、金融機関等へ提供しています。上尾市では消費生活センターをはじめ地域包括支援センター、公民館、図書館にも配架しているほか、市ホームページへ掲載するなど、様々なツールを活用し被害防止を呼び掛けています。

配布月	部数	内容	配布先
R7.5	528	「押し買い（訪問購入）のトラブルにご注意！！」	上尾市民生委員児童委員協議会連合会・各地区民生委員児童委員協議会・高齢介護課・各地区地域包括支援センター・各公民館・図書館（本館）・上尾市社会福祉協議会・上尾市シルバー人材センター・健康プラザわくわくランド等
R7.7		「給湯器の点検商法にご注意！！」	
R7.9		「自宅売却（リースバック契約）の強引な勧誘ご注意！！」	
R7.11		「覚えのない未納料金の請求にご注意！！」	
R8.1		「インターネット通販での定期購入トラブルにご注意！！」	
R8.2		「屋根工事の勧誘トラブルにご注意！！」	

（１０）資料編

見守り新鮮情報

近所の**空き店舗に新しく入った店**では、食品等が安く売られており、健康について説明もしてくれるので、**毎日のように通っていた**。数日前、血管の話を聞いた後、薬を飲むよりも血管がきれいになるという**健康食品**を「**今日が締め切り**」などと勧められ、**断りきれずに**購入した。代金約**１３万円**は**高額すぎる**。クーリング・オフしたい。
（80歳代　女性）



安売りにつられて通ったら…高額な健康食品を売りつけられた

ひとこと助言



- 無料や安価で販売される食品や日用品を目当てに、空き店舗等を利用した会場に通っていたところ、高額な健康食品等を勧められたという相談が寄せられています。
- 通い続けて顔見知りになり、言葉巧みに勧誘を受けると、断り切れなくなる場合もあります。安易にそのような場に行かないことが大切です。
- 会場に足を運んでしまった場合は、勧誘されても必要がなければその場できっぱり断りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第301号（2018年2月6日）発行：独立行政法人国民生活センター

見守り新鮮情報

自宅を売っても住み続けられる？リースバックは慎重に検討して！

4年前、所有していたマンションを売って、そのまま賃貸でそこに住み続けられる契約をした。売却金額は1千万円で、家賃の月額は9万5千円。当時の月収は、夫と私の年金で25万円以上あったが、しばらくして夫が亡くなり、年金が減って家賃の支払いが遅れるようになった。本日集金人がやってきて催促された。事情を話すと「払わないなら出て行ってもらう」と言われた。

（70歳代）



ひとこと助言



●自宅を不動産業者に売却して代金を受け取り、同時に賃貸借契約を結んで、その後は家賃を払いながら同じ家に住み続ける「リースバック」という不動産取引があります。

●リースバックで結んだ賃貸借契約においては、期間が定められる場合も多く、ずっと住み続けられる保証はありません。家賃が相場より高額に設定されてしまうことや、契約更新時に家賃が値上げされることもあります。また、経済的事情の変化により支払えなくなる事態が生じる場合もあります。

●自宅の売却はクーリング・オフができず、契約が成立してしまうと無条件で解除できません。メリットだけでなくデメリットやしくみもよく理解して慎重に考えましょう。

●不動産取引は複雑です。契約する前に家族など信頼できる方に相談し、一人で対応しないようにしましょう。不安な場合は、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報　第453号（2023年6月13日）発行：独立行政法人国民生活センター

上尾市消費生活センター概要

令和8年4月1日

場所：上尾市上町二丁目 14 番 19 号　上尾市青少年センター2階

電話 048-775-0800　FAX 048-776-4600　※相談専用電話 048-775-0801

沿革：昭和58年　5月24日　「上尾市生活情報センター」設置

平成12年　全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）導入

平成22年　1月　1日　「上尾市消費生活センター」に名称変更

平成26年　4月　1日　組織再編により 市民生活部に移管

令和　2年10月　1日　青少年センター2階に移転